

広島県告示第八百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県三原市大和町下徳良地内				
土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域				
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
深見川（二二六隣f）	土石流	深見川（二二六隣f）	土石流	深見川（二二六隣f）	土石流	第三号（三十九年政令第八十号）施行令（平成十四年）
小敷谷川（二二七隣t）	土石流	小敷谷川（二二七隣t）	土石流	小敷谷川（二二七隣u）	土石流	第九号（三十九年政令第八十号）施行令（平成十四年）
小敷谷川（二二七隣u）	土石流	小敷谷川（二二七隣u）	土石流	小敷谷川（二二七隣v）	土石流	第九号（三十九年政令第八十号）施行令（平成十四年）
小敷谷川（二二七隣v）	土石流	小敷谷川（二二七隣v）	土石流	小敷谷川（二二七隣w）	土石流	第九号（三十九年政令第八十号）施行令（平成十四年）
小敷谷川（二二七隣w）	土石流	小敷谷川（二二七隣w）	土石流			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。